

わかことワカルの少年法 第12回

今月のテーマ：家庭裁判所での審判ⁱ

それでは、2000年改正によって導入された検察官関与制度について説明していきたいと思います。この部分は改正に際して特に議論のあったところです。全てを紹介するのは難しいですが、ここでその問題の一端をご紹介します。

ワカル：今回は00年に変わった部分の説明なんだって。
わかこ：そうね、検察官関与制度の問題ね。
ワカル：なんか漢字ばかりで難しそう～。
わかこ：難しいのが漢字の問題だけならばいいんだけど・・・。

< 検察官関与について >

この検察官関与の問題は、国選付添人制度との関連で第9回で少しご紹介しましたが、覚えていらっしゃるでしょうか？

検察官関与制度は、真実発見の要請を口実として、2000年改正で導入されました。一定の重大事件に限って真実発見のため検察官が審判に出席することを認めようというものです。

2000年の改正前は？

2000年の改正で導入されたこの検察官関与制度ですが、ではなぜ改正前の少年法では、審判に検察官を入れるようにしていなかったのでしょうか？ 審判だって対立する両方の意見をしっかり聞くために、検察官がいても当然なんじゃない？と思う方もいらっしゃるかもしれません。

もともと、大正12年に旧少年法が施行される前までは、罪を犯した子どもでも、大人と同じように裁かれて、同じ刑務所に入れられていました。

しかし、子どもには可塑性があり、その犯罪を減らすには、罰するよりも教育するほうが効果があること、また大人の犯罪者のなかには子ども時代に初犯を経験する者が多かったこと、不起訴にした少年を放置できないことなどから、起訴しなかった18歳未満の犯罪少年と犯罪を犯していてもおそれのある18歳未満の少年について保護処分にする手続を導入した旧少年法が制定されました。これは、少年を更生させることは社会の犯罪を減らし、社会を非行から防衛することになると考えたからです。

そして第2次大戦後、非行少年が街にあふれ、兇悪な非行も多発するなかで、20歳未満のすべての少年に少年法の理念を広げ徹底することが必要と考えられ、昭和23年すべての少年は罰するのではなく、まず教育的保護処分を優先して探求し、保護処分では立ち直りができない少年に限って刑事裁判にしようという考えをもとに、新少年法が制定されました。

教育や福祉の科学的な知見を重視する審判の場では、少年がありのままの自分を見せることが必要となります。そうした場に刑罰を求める検察官がいたのでは、少年は刑罰をおそれて本当の自分をさらけ出すことができなくなります。だから検察官をそぐわない存在として旧少年法の時から審判に関わらせないこととしたのです。ⁱⁱ

00年改正 ～ 検察官関与制度導入の理由

しかし昨今、少年に厳罰を求める風潮が強まり、マスコミや一般の人々、そして被害者から「真実発見の要請」が叫ばれⁱⁱⁱ、少年については、犯罪を犯しても処罰されないで済まされるのではないかという声が出てくるようになりました。また、いくつかの否認事件が続いたことで少年審判の非行事実認定が不十分なのではないかという疑念が投げかけられるようになってきたのです。

これを受けて、非行事実の認定手続を一層「適正化」するために、警察・検察・被害者の視点による証拠集めや証拠調べをことが必要であるとの見方から、検察官関与制度が導入されました。^{iv}

では、改正によりどのような条文になったのでしょうか。そして、検察官関与の問題はどのような問題なのでしょうか。まずは条文から見ましょう。

少年法 22 条の 2 (検察官の関与)

1 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であって、次に掲げる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもつて、審判に検察官を出席させることができる。

一 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪

二 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪

2 家庭裁判所は、前項の決定をするには、検察官の申出がある場合を除き、あらかじめ、検察官の意見を聴かなければならない。

3 検察官は、第一項の決定があつた事件において、その非行事実の認定に資するため必要な限度で、最高裁判所規則の定めるところにより、事件の記録及び証拠物を閲覧し及び謄写し、審判の手續(事件を終局させる決定の告知を含む。)に立ち会い、少年及び証人その他の関係人に発問し、並びに意見を述べるができる。

1 家庭裁判所は、次のような罪をした犯罪少年の事件では、「やったかやってないか」を争うための審判に、検察官がいたほうがいいなと思ったときは、審判に検察官を出席させることができる。

一 故意で行った行為によって、被害者を死なせた罪

二 その他、死刑や無期懲役、または2年以上の懲役・禁錮に当たる罪

2 略

3 略

検察官関与の要件

検察官が審判に関与できるようになったとは言っても、すべての審判に関与できるようになったわけではありません。1項をみてもうればわかるように、いくつかの要件を満たさないと関与はできないようになっています。

第1の要件として、14歳以上の少年が犯罪を犯した場合に限られます。ですので、触法少年や虞犯少年の事件に検察官は関与できません。

第2の要件として、条文にある1号と2号があります。この要件は、20条「検察官送致(原則逆送)」の対象となる罪の範囲と同じです。(検察官送致については、来年春ごろに説明する予定です)

1号の要件では、殺人罪、傷害致死罪、強盗致死罪、逮捕・監禁致死などが入ってきます。

2号の要件からは、殺人未遂罪、放火罪、強盗罪、強姦罪などが入ります。

第1、第2の要件を満たしても、すぐに検察官関与にはなりません。**第3の要件**として、「その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるとき」をクリアしたとき、検察官が関与できるようになります。

このように見てくると、「な～んだ、検察官関与と違って、要件がいくつもあるんだから、実際はほんのわずかな数件の事件じゃないの」と思われるかもしれませんが。しかし、第3の要件は、犯罪の動機・態様・結果など犯罪事実そのもの以外にも及ぶとされています。例

えば共犯事件で役割分担について、共犯の間で見解が違えば、その認定のために必要だということになります。いずれにしても、否認ではなくても、少年が新しい主張をすれば容易に認められることにもなってきます。ですから、いくつもの要件があるからといって、検察官関与はほとんどないという歯どめにはなりません。

なお蛇足ですが、「非行事実を認定するため」の検察官関与ですから、要保護性のみに関する事実を認定するための審判には関与は認められません。(しかし、要保護性真理の審判に検察官を関与させた例が出てきています。次頁の全司法の調査参照。)

	01年度	02年度	03年度	04年度
検察官関与総数	22	19	22	17
傷害	0	1	0	0
傷害致死	7	2	7	1
脅迫	1	0	1	0
殺人(死亡させた罪)	3	1	3	0
殺人(その他)	1	1	1	1
強盗致傷	5	1	5	3
強盗致死	2	1	2	2
強姦	3	11	3	9
わいせつ	0	0	0	1
放火	0	1	0	0

(最高裁「司法統計」より作成)

全司法本部少年法対策委員会

「改正」少年法運用状況調査より

(<http://www.zenshiho.net/syonenhou.html>)

- ・事実認定では法律解釈になり、難しい法律用語を三者（裁判官、検察官、付添人）が用いたため、刑事裁判的になり、少年と保護者はその場では理解できなかったようである。
- ・少年が否認していない事件で検察官が関与したケースがあった。事案の大きさに引きずられて、安易に検察官を関与させる運用が広がることは、少年審判の刑事裁判化につながり、とても危険なことである。
- ・「送致後、少年が否認に転ずる可能性がある」との理由で検察官関与の申し出がなされることがあり、捜査方法に問題がないのかが懸念される。
- ・少年が殺意を否認し最後まで争ったため、審判は終始固い雰囲気だった。
- ・14歳といった年少少年への関与事例もあり、否認があったとはいえ、検察官関与の相当性については年齢等の事情を考慮し、慎重になされるべきである。
- ・要保護性審理の審判に検察官を在席させた事例もある。
- ・審判前に少年調査票を検察官に全面開示したとの報告があった。検察官はあくまで事実認定手続きに関与するのであり、要保護性の資料である少年調査記録を閲覧する必要はない。検察官が要保護性審理に立ち入る運用に通じかねないものである。

審判での検察官の活動

では、検察官関与が認められた場合、審判での検察官はどのような活動をするのでしょうか。

これは条文3項に書かれていますね（更にその詳細は少年審判規則30条の4～10に定められています）。少年および証人、その他の関係人に質問したり、意見を述べるができるというわけです。大人の裁判のように、少年の処罰を求める訴追官・原告官として起訴状を提出し、処罰を求め、書証を提出し、証人の取調を求め、論告求刑を行うという関与ではなく、裁判官がすでに受取った証拠資料だけでは犯罪の認定ができない時、公益の代表という立場から事実認定の認定がゆるがないよう、審判の遂行に協力する立場で関与する役割を担うことになります。

と書くと、これまた「な～んだ。心配することないじゃない。検察官が入ったほうがよいわよ」となりそうです。でも検察官はゆらぎそうになった裁判所の動揺を防ぎ、少年の有罪を証明するために関与することに間違い

はありません。検察官が審判に入るということはどういうことをもたらすのでしょうか。

それでは検察官関与の問題点を考えながら、検察官関与は果たして少年審判に有益なものなのか、そうではないのかを考えていきましょう。

問題点 対話の構造を壊す？

これについては9号の付添人制度のところで書きましたね。ここでは簡単に述べるだけにしますが、検察官関与制度の導入によって審判が裁判官と少年の対話から、検察官と弁護人の戦いへと変容していくことが考えられます。

少年審判では裁判官は、少年の「健全育成」を頭におきながら少年と向き合うという姿勢で進んでいきます。つまり、その少年が非行を行なったことを確認したうえで、その少年が非行状態から立ち直るためにはどのような方法をとったらよいのかを、少年や保護者、付添人などと一緒に考えて進めていきます。いわば、裁判官は少年の目線に降りて少年の話をよく聞くことが大切になってくるのです。

しかし、ここに検察官が入り、弁護士である付添人と事実認定を争うかたちになった場合、裁判官の姿勢は対話の主催者から、刑事裁判と変わらない判定者になってしまいます。そうした手続では、少年は自分の立ち直りではなく、できるだけ自分の責任を軽くすることに集中せざるを得なくなります。少年の頭の上を法律用語が行ったり来たり、なんていうことになってしまうかもしれません。これでは大人が代理戦争を繰り広げて終わりということになりかねません。少年は対話どころか意見を表明する機会もほとんど与えられないまま、いえ、機会を与えられたとしても、少年は口をつぐんだまま、自分を見つめることなどできなくなってしまうおそれがあります。

このように考えると、検察官関与により、少年審判の良さはほぼ殺されてしまうという怖さもあるのです。

問題点 不公平な裁判のおそれ

刑事裁判では、人がどのような事件を起こしたか、その事件でその人は罪に問われるだけの責任があるかということをもとに確定しなければいけません。これを「事実認定」と言います。事実認定にあたって、裁判官は被告人が有罪か無罪かまったく判断できない真っ白な状態で裁判に臨みます。そうしたなかで、検察官は被告人が有罪であることを立証しようとし、被告人や弁護士は事実を否認し、責任のないことを主張します。また、検察側の証拠の排除・減殺の活動をし、被告人の立場で立証活

動をし、あるいは責任の程度が軽いことを主張したりしていくのです^{vi}。そして公平な裁判を実現するために、憲法・国際人権規約・刑事訴訟法・刑事訴訟規則などが設けられ、原則が確立され、それを確保するために細かい制度上のさまざまな工夫（予断排除の原則^{vii}、伝聞法則^{viii}など）がなされています。

少年審判の場合も、これらの原則の適用は原則としてはあるはずであり、子どもの権利条約や、北京規則などの国際準則の規定はあるのですが、刑事裁判と違って具体的な保障規定がほとんどなく、また少年法制の特性として、修正をしなければならない部分もでてきます。問題点のところでも見てきたように、少年の「健全育成」を頭におきながら少年と向き合うという姿勢で審判に臨んでいるので、刑事裁判のようにただ当事者の攻撃防御にゆだね、違法な証拠を見せない・排除すれば足りるということにはならないのです。

つまり、少年審判の特性にあるのですが、家庭裁判所の裁判官は、刑事裁判の裁判官と違って、事前に少年を有罪とする証拠を見、前科調書や捜査報告書を見て審判に望むこととなります。

例えば、大人の刑事手続きであれば、前科を裁判官に知らせないという条件の下で対審構造による審理を行い、捜査報告書などの伝聞証拠は被告人の同意がない限り証拠にできないことで公平な裁判を実現していました。しかし、少年事件ではそのような制度はなく裁判官は少年の非行歴を知っていますし、捜査報告書で疑いを固める経過を踏まえて少年の言い分を確めることとなります。

このような条件の下で検察官が関与して対審構造に類似した審理が行われるならば、関与がない少年の再起を手助けする手続では少年が訴えてきた問題をさぐる手がかりとなる前科が、攻撃防御の場であるため悪性の蓄積と反復を物語る資料として活用されることになってしまいます。また検察官関与のない手続では、少年とともに少年の立場で点検することにより、先入観にもとづく捜査やそのゆがみを明らかにする手がかりとなる捜査報告書が、捜査の完璧性を補足し、裁判官に先入観を与える資料になってしまいます。

これでは少年審判の良さを減殺するにとどまらず、大人の刑事事件において保障される捜査に偏らない公平な裁判という憲法の保障が少年には保障されないということになります。不公平な裁判によって少年は無実の非行により処分されてしまうことになってしまうかもしれません。

少年審判は「クロから始まってそれを検証し直していく」という点にその特色があります。しかし、検察官関与と制度が導入されることで、「クロから始まってさらに検察にクロの立証をさせる」ということになってしま

のです。検察官関与と制度はこのように危うさも秘めていることを忘れてはいけません。

問題点 誤った裁判が少年の一生を歪める

少年事件では自白偏重と拷問・強要・誘導などの違法捜査が問題となっており、綾瀬母子殺し事件・草加事件・調布事件・山梨交通冤罪事件、（山形マット死事件）などの冤罪事件が発生しています。少年の防御能力は、大人とちがって脆弱です。簡単に事実とちがった自白をしてしまうことは、良く知られた事実です。

そもそも真実発見とは、警察が狙ったとおりに事実を確定することではありません。捜査の誤りを正し、証拠が不十分であれば処罰はしないというのが基本です。真実発見を口実に資料を全部提出しておきながら、処分をしなかったことを批判し、検察官の立会いを求めるといふ主張には問題があるのではないのでしょうか。

また、そもそも、事実認定が難しいとされる否認事件の大部分は、家庭裁判所の段階で自白から否認に転じる場合であって、警察の無理な取り調べが原因ということが多いのです。捜査過程を透明化し違法捜査を許さないという対応をしないで、審判だけに検察官を立ち合わせようとする姿勢は、当面している冤罪をもっと深刻にするもののように思います。

その結果やってもいない事件について責任を問われた少年は、責任を問う大人と社会への不信を強め、社会に背を向け、あるいは社会に反抗する気持ちを抱いたまま大人になり、一生を過ごすこととなります。これでは、非行や犯罪から立ち直ることも不可能でしょう。それどころか、正真正銘な犯罪者に育つきっかけを与えることにもなりかねません。

では、理想的な制度設計はどこに？

検察官関与に関しては、以上のような重要な問題点があることがわかっていただけたでしょうか。

では、理想的な制度設計はどこにあるのでしょうか。やはり少年審判の対話の構造がいいんじゃないかと考えることもできるでしょう。反対に、検察官関与と制度にもっとも合理的な規制を加えていけばいいんじゃないかと考える方もおられるかもしれません。

考える一つの手がかりとして、ここでは子どもの権利条約40条1項がどのような少年手続にも共通する基本としてあげていることをあげておきます。少年が尊厳と価値についての意識を進める手続であること、少年が他者の人権・自由を尊重する姿勢を強める手続であること。その少年の年齢に相応しい手続であること。少年が社会に復帰し建設的役割を担うこととなるべく促進

される手続であること。昨年のC R C（国連・子どもの権利委員会）の第2回政府報告書審査の最終所見では、手続については、審判前の身柄拘束に代わる措置を強化しその利用を増やすこと、大人と同じ刑事裁判を行うことを廃止する方向で見直すこと、子どもに手続全般にわたり法的援助を提供すること、犯罪を犯していない少年が犯罪者として取り扱われないように保障することなどが勧告されていました。審判手続への検察官関与はこの条約・最終所見との関係でも検討することも必要でしょう。

しかしいずれにしても、今のかたちでの検察官関与には間違いなく問題があることは事実です。「5年後の見直し」に向け、私たちに何ができるのか、考えていきたいですね。

なお、最後に、子どもと法・21の前身の会の名称を書いておきましょう。「検察官関与に反対し少年法を考える市民の会」がその名前です。

「わかことワカルの少年法」担当
（監修：石井 小夜子、津田 玄児）

ⁱ この章全体を貫く参考文献として、田宮・広瀬『注釈少年法 改訂版』（有斐閣、2001）服部・佐々木『ハンドブック少年法』（明石書店、2000）新保・伊藤『少年法（やわらかめ）』（アスペクト、2001）団藤・村井ほか『ちょっと待って少年法「改正」』（日本評論社、1999）がある。

ⁱⁱ 旧少年法では、まず検察官が起訴するかどうかを判断し、起訴しない少年を少年審判に送致するという検察官の先議が認められていた。新少年法になって、教育や福祉の科学的な知見を持たせた家庭裁判所に全件を送り、家裁で刑事処分という判断のなされた少年だけ、刑事裁判所に起訴されることとなった。

ⁱⁱⁱ 本文では明確に区別していないが、被害者・マスコミにとっての真実発見と少年にとっての真実発見は意味合いが異なる。この点は前号においても指摘した通りである。

^{iv} 村山裕ほか編著『少年事件の法律相談』（学陽書房、2003）55ページ参照

^v 北京ルールズ14条2参照

^{vi} 子どもと法・21編『もう一度考えよう「改正」少年法』（現代人文社、2001）29ページ参照

^{vii} 裁判官が公判前に起訴された事件について一定の心証を抱くことのないようにする原則

^{viii} 反対尋問の機会が与えられていない供述証拠の証拠能力を認めない原則